

## 庄原市飲料水供給施設整備費補助金取扱要領

### (目的)

第1条 庄原市飲料水供給施設整備費補助金について、この取り扱いを定めることにより、円滑な事務の推進を図ることを目的とする。

### (給水可能な区域及び給水可能な区域以外の区域の取扱)

第2条 庄原市飲料水供給施設整備費補助金交付要綱第2条に規定する、庄原市水道事業計画給水区域及び簡易水道事業計画給水区域内の給水可能な区域及び給水可能な区域以外の区域の取り扱いについては、次のとおりとする。

(1) 給水可能な区域とは、庄原市水道事業計画給水区域及び簡易水道事業計画給水区域内で庄原市水道課及び簡易水道課において計画給水区域として決定し、水道課及び簡易水道課作成の図面により給水することを示された区域とする。

(2) 給水可能な区域以外とは市内の前号以外の区域とする。

### (補助対象区域の取扱)

第3条 補助対象区域は、前条第2号に規定する給水可能な区域以外の区域とする。

2 前項の規定にかかわらず、給水可能な区域内であるが、給水の供用開始が2年以内に見込まれない区域で、給水供用開始後必ず上水道又は簡易水道に加入することを約する場合は、この限りではない。